

令和 年 月 日

保護者 殿

あきる野市立五日市小学校長

### 感染症による出席停止について

学校では、特に感染力の強い病気にかかると、他の健康な児童・生徒に感染させないために、学校を休まなくてはならない場合があります。これらの感染症（感染症の種類は裏面参照）の可能性があつて学校を休ませる場合には、学校へ必ず連絡してください。また、診断の結果についても速やかに連絡をお願いします。

医師の指示等により、他へ感染させるおそれなくなり再登校させる際には、以下の「学校において予防すべき感染症による欠席及び再登校届」を保護者が記入し、担任へお渡しください。

..... き.....り .....と.....り.....せ.....ん.....

あきる野市立五日市小学校長殿

#### 学校において予防すべき感染症による欠席及び再登校届

\_\_\_\_\_ 年 組 氏名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ( ) に下記のとおり診断されました。

病名： \_\_\_\_\_

受診した医療機関名： \_\_\_\_\_

このため、\_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ( ) から \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ( ) まで欠席させて  
いましたが、\_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ( ) から登校させますので届け出ます。

※インフルエンザの場合のみご記入ください。

発症日	令和	年	月	日 ( )
解熱日	令和	年	月	日 ( )

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

保護者名 \_\_\_\_\_ 印

## 学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

	感染症の種類	出席停止期間の基準等
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ (H5N1)、新型コロナウイルス感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ (鳥インフルエンザ、H5N1を除く)	発症後5日経過、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が現れた後5日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第三種	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症の例 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑 (リンゴ病)、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎	条件により出席停止となる可能性がある感染症

\*通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例

アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹 (とびひ)